

【書面申請】第一種フロン類充填回収業者の登録（新規）のご案内

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

1 登録に必要な書類

□第一種フロン類充填回収業の登録申請書*（1通）

※ウェブ事前登録方式コンビニ決済で手数料を支払う場合は、登録申請書の裏面に申請用番号（6,000円分）を記入すること。

<添付書類>

□1) 本人を確認できる書類

個人の場合…「住民票の写し」原本（発行日より3か月以内、本籍地・個人番号の記載が無いもの）、または「本人確認情報の利用承諾書」*

法人の場合…法人番号（登記事項証明書の提出は不要）

※法人番号が分からない場合は、国税庁が公開している「[法人番号公表サイト](#)」でご確認ください。

□2) 申請者が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書類

「誓約書」*

□3) フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

自ら所有している場合…「納品書」「領収書」「販売証明書」「購入契約書」等のうち、いずれかのコピー
※上記の書類が無い場合は…フロン回収機の写真（全体写真とメーカーおよび型式が分かる写真）を添付した「**申立書**」*

自ら所有権を有していない場合…「借用契約書」「共同使用規定書」「管理要領書」等のうち、いずれかのコピー

□4) フロン類回収設備の種類およびその設備の能力を説明する書類

「仕様書」「取扱説明書」「カタログ」等のうち、いずれかのコピー

※回収できるフロンの種類（CFCやR-12等）および回収能力（200g/分等）が明記されているもの

<参考資料>

□5) フロン類の充填・回収を自ら行う者、またはフロン類の充填・回収に立ち会う者が有する資格に関する資料

「資格証」「合格証書」等のコピー

[充填に関する資格等の例]

- ・ 冷媒フロン類取扱技術者
- ・ 一定の資格等を有し、かつ充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者（一定の資格等の例）
 - 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
 - 上記保安責任者（冷凍機械以外）
 - 冷凍空気調和機器施工技能士
 - 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
 - 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
 - 自動車電気装置整備士

[回収に関する資格等の例]

- ・ 冷媒フロン類取扱技術者
- ・ 冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者
- ・ 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)
- ・ 冷凍空気調和機器施工技能士
- ・ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- ・ フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
- ・ 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
- ・ 技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））
- ・ 自動車電気装置整備士

※上記の資格等を有されない場合でも申請をしていただけますが、フロン類の充填・回収においては、十分な知見を有する者が自ら行う、または立ち会うことが義務（規則第14条第9項）となっていますのでご注意ください。

***印の書類は、各様式を滋賀県ホームページからダウンロードできます。**

滋賀県> 県民の方> 環境・自然> 環境

> 第一種フロン類充填回収業者について（フロン排出抑制法）

掲載場所URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/300660.html>



<行政書士による代理申請の場合>

行政書士による代理申請の場合は、次の事項について対応をお願いします。

なお、他の法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士でない者が官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、行政書士法により禁じられています。

□1) 申請書等への記名・押印について

申請書等の枠外・欄外の適切な余白部分に**記名のうえ職印を押印**してください。

□2) 委任状の提出について

委任状は、各申請・届出ごとに作成し、申請書・届出書とともに提出してください。

委任状には次の内容を記載してください。

- ・ 代理人住所、氏名および行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）
- ・ 代理人の連絡先
- ・ 委任の範囲（具体的に記載してください。）
- ・ 日付（各申請・届出の日から3か月以内のもの）
- ・ 委任者住所、氏名（法人にあっては、名称および代表者の氏名）
- ・ ※上記内容が記載されていれば様式は任意です。

□3) 窓口における本人確認について

本人確認は、次の書類の提示により行います。

- ・ 行政書士：行政書士証票
- ・ 行政書士の補助者：行政書士補助者証

2 手数料

新規：6,000 円

郵送の場合の支払方法：ウェブ事前登録方式コンビニ決済

窓口持参の場合の支払方法：キャッシュレス決済、ウェブ事前登録方式コンビニ決済

または 現金（現金集中窓口）

※ウェブ事前登録方式コンビニ決済で支払の場合、登録申請書の裏面に申請用番号（6,000円分）を記入してください。

※ウェブ事前登録方式コンビニ決済の詳細は滋賀県ホームページをご覧ください。

滋賀県> 県民の方> くらし> 税金

> 【令和8年4月1日開始】ウェブ事前登録方式コンビニ決済について

掲載場所URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zeikin/348642.html>



※窓口持参の場合のみ、キャッシュレス決済または現金（現金集中窓口）がご利用いただけます。

※キャッシュレス決済の種別は下記のとおりです。



※PiTaPaはご利用いただけません。

※交通系電子マネー、楽天Edy、nanacoは原則お取消しが出来ません。

※キャッシュレス決済の場合、以下の点にご注意ください。

- ・二回以上に分けての決済はできません。ICカードの残高不足などにご注意ください。
- ・決済を取り消す場合、決済種別によっては返金に数か月お待ちいただく場合があります。
- ・**キャッシュレス決済の場合、決済直後は領収書を発行できません。**領収書の発行は、手続きをした月の翌月末以降から可能となります。

3 申請方法

<持参する場合>

滋賀県庁の本館4階にあります環境政策課の申請窓口を持参してください。

申請の受付時間は平日の9時～12時および13時～17時です。

<郵送する場合>

簡易書留やレターパックプラス（赤色の封筒）の表に「**フロン登録申請**」と朱書きのうえ滋賀県琵琶湖環境部環境政策課あて送付してください。

※受領時に記録が残らないレターパックライト（青色の封筒）や普通郵便での提出はお控えください。

※登録の有効期間満了年月日までに、郵便事情等により申請書類等が届かなかった場合、申請書類等に不足・不備があった場合は、受理できませんのでご注意ください。

4 その他

- ・登録(更新)年月日から5年が有効期間です。更新後は、登録更新通知書を郵送します。
- ・登録の更新申請の受付期間は、現在の登録の有効期間満了年月日の3か月前から当日までです。なお、有効期間満了年月日が土日・祝日等の閉庁時にあたるときは当日受付できません。有効期間が満了する前の開庁時に、申請されるようご注意願います。

※登録の有効期間満了年月日は、最新の「第一種フロン類充填回収業登録通知書」（登録更新通知書、変更登録通知書）、もしくは滋賀県ホームページに掲載されている「滋賀県第一種フロン類充填回収業者登録名簿」で確認できます。

【お問い合わせ／申請窓口】

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

TEL : 077-528-3357 FAX : 077-528-4844

E-mail : de0003@pref.shiga.lg.jp